

令和元年第5回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年9月4日(水)
午前10時00分開会 午前11時20分閉会
2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室
3. 出席委員(農業委員12名)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 古川 憲吾 | 2番 河井 孝之 | 3番 中田 安義 |
| 4番 黒田 球貴 | 6番 岩木 國明 | 8番 岡 真由美 |
| 9番 是佐 恵美子 | 10番 木浦 紀幸 | 11番 槇本 健児 |
| 12番 山田 政則 | 13番 沖村 弓枝 | 14番 河野 義刀 |

(推進委員12名)

| | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 登 宏太郎 | 岩本 博志 | 岡村 昭男 | 新竹 睦男 | 吉田 雅子 |
| 堀田 良昭 | 土谷 基治 | 三田 邦男 | 神鳥 正貴 | 松井 祥壮 |
| 正木 カズヨ | 倉本 良夫 | | | |
4. 欠席委員(2名)

| | | |
|----------|----------|------------|
| 5番 中山 誠治 | 7番 梶原 安行 | 推進委員 平尾 和彦 |
|----------|----------|------------|
5. 議事録署名委員

| | |
|-----------|-----------|
| 10番 木浦 紀幸 | 11番 槇本 健児 |
|-----------|-----------|
6. 会議に出席した委員以外の者 なし
7. 服務のため出席した者

| | |
|-------------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 松田 成基 |
| 局長補佐 | 河内 光也 |
| 主 事 | 武田 枝梨加 |
| (佐伯支所) 主 査 | 西田 昭子 |
| (吉和支所) 専門員 | 西本 真 |
| (大野支所) 主 査 | 小林 公明 |
| (宮島支所) 主任主事 | 佃 雅文 |
8. 会議に諮った議題
 - 《審議事項》
 - (1) 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
 - (2) 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - (4) 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (5) 議案第25号 廿日市市農業・農村施策に対する提案書について
 - 《報告事項》
 - (1) 報告第 1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理処分取消の専決処理について
 - (2) 報告第 2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

- (3) 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
 (4) 報告第 4 号 農地法施行規制第 29 条第 1 項第 1 号に規定する農用地施設
 への転用に係る届出について

9. その他

(開会 午前 10時00分)

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。</p> |
| 会長 | <p>会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。</p> |
| 議長 | <p>ただいまから令和元年第 5 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 12 名、欠席委員 2 名、在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 続いて、議事録署名委員を指名いたします。 廿日市市の農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、10 番の木浦委員、11 番の榎本委員のご両名をお願い申し上げます。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項でございます。早速議事に入ります。 議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号 28 番については、議席番号 24 番の神鳥委員が関係する案件のため、先に番号 26 番、27 番を審議いたします。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>事務局からご説明申し上げます。 議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号 26 番、27 番について、説明をさせていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 議案書は、2 ページに総括表、3 ページに内訳、位置図は 1 ページから 2 ページになります。 番号 26 番、農地の所在地は、原字東後畑・岩倉山、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は 2 筆で、1,251 平方メートルで、利用目的は養鶏及び養鶏用の作物を作付する予定でございます。期間は、公告日から令和 6 年 3 月 31 日まで、賃貸借の新規設定を行うものでございます。 次に番号 27 番、農地の所在地は、玖島字景浦、登記地目は田及び畑です。関係者は、議案記載のとおりで、面積は 5 筆で、4,</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>454平方メートル、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和12年3月31日まで、賃貸借の新規設定を行うものでございます。</p> <p>いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で、議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号26番、27番について、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> |
| | <p>受付番号26番について、沖村委員、お願いします。</p> |
| 13番委員 | <p>13番の沖村です。番号26番の説明をいたします。8月23日に岡村委員、事務局2名で行きました。貸付者は、病気で長い間入院されております。子がいますが、もう10年以上、耕作はされておられません。主に借受者の妻、そして親が養鶏されるそうです。新規事業として子のため、それから同じアレルギーを持つ方々のために頑張られるそうです。8月23日、現地調査に行った時には、草刈りが済み、カヤの株を重機で撤去の途中でした。養鶏をされるということで、この地域にとって耕作放棄地が少しでも減少するというので、とてもいいことだと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>続きまして27番について、堀田委員、お願いします。</p> |
| 堀田さん | <p>推進委員の堀田です。番号27番、位置図は2ページです。この案件は、7月総会の時に審議していただいた借受者になるのですが、今回借りる農地の東側の3筆にビニールハウスを建ててホウレンソウを栽培するという計画になっておりました。今回、追加の申請として、この5筆、こちらを管理して、いずれは野菜の栽培を行いたいということで、賃貸借されたものです。耕作放棄地の解消の観点からも別に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。</p> |
| 議長 | <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、この2件について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ありませんか。</p> |
| | <p>《委員より質疑等なし》</p> |
| 議長 | <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見がないようですので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用</p> |

集積計画についてのうち、番号26番、27番について、承認することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号26番、27番について、承認することに決定をいたします。

続きまして、議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号28番について議案としますので、神鳥委員、ご退席をお願いをいたします。

= 神鳥委員 退席 =

議長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

ご説明申し上げます。

議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号28番について、説明させていただきます。

議案書は、2ページに総括表、4ページに内訳、位置図は3ページになります。

番号28番、農地の所在地は、栗栖字神堂河内、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は4筆で、2, 295平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和6年8月31日までで、使用貸借の新規設定を行うものでございます。

地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で、議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画についてのうち、番号28番について、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 松井委員。

松井推進委員

推進委員の松井です。番号28について、説明いたします。現地確認を8月21日に黒田委員、木浦委員、神鳥推進委員、事務局と実施いたしました。現地ですが、位置図の3ページをご覧ください。この南側の赤い網かけのところが現地でございますが、その下に製材工場があり、この付近ということです。現況は、荒起こしを2回実施されておりましたが、まだ雑草などが残っているということで、さらに雑草対策を実施された後、加工用の小麦を作付予定と聞きました。ただし、一部に湿田がございますので、

| | |
|------------|---|
| | <p>これに対応した作物を今後作付る予定であるということでございます。なお、この事例は推進委員自ら地域の不作付地の解消や集積を図られた好事例であります。何ら問題ないと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただいま地区担当委員の説明が終わりました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 何かよい事案であるように説明をされておりました。 ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p> |
| <p>議長</p> | <p>意見がないようですので、お諮りをします。 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号28番について承認することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認め、議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号28番について承認することに決定をいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝神鳥委員 復席＝</p> |
| <p>議長</p> | <p>続いて、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号250番について、説明をさせていただきます。 議案書は、5ページに総括表、6ページに内訳、位置図は4ページになります。 番号250番、農地の所在地は、峠字久保田、登記地目は田及び畑です。関係者は、議案記載のとおりで、権利の移転理由は、譲渡人は遠方のため耕作困難、譲受人は自宅に近く耕作に便利であるためでございます。無償の所有権移転でございます。 譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしています。 以上で、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号250番について、説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|--------|---|
| 議長 | 事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。推進委員の三田委員。 |
| 三田推進委員 | <p>推進委員の三田です。説明をいたします。ページは6ページの250番、それと位置図は4ページです。8月23日に河井委員、事務局2名、私、譲受人の5名で現地確認を行いました。場所は峠の最禅寺の周辺であります。譲渡人は、地元にはいないということとこちらに帰る予定が全くないということで管理が出来ないということで、現況は荒れてはおりますが、約800㎡を譲り渡すものです。譲受人は、お寺の右隣にお住まいです。譲り受ける農地の近くに在住されておりますので、それと農業も真剣に取り組んでおられるということで、自分の農地と同様に管理いただけるものと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、地元担当委員の意見がありました、これについて、ご意見等があればお願いをいたします。</p> <p>ご意見ありませんか。ご意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案とします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。</p> <p>議案書は、5ページに総括表、7ページに内訳、位置図は5ページから6ページになります。</p> <p>番号236番、農地の所在地は、津田字檜ノ迫の第2種農地で、登記地目は田、面積は4筆で、184平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請で、過去に一時転用の許可済みの農地でございます。</p> <p>次に番号246番、農地の所在地は、永原字大久保の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆で、525平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりで、転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。</p> <p>いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はない</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>ものと認められます。</p> <p>以上で、議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。黒田委員、お願いします。</p> |
| 4番委員 | <p>4番の黒田です。8月21日に、会長、木浦委員、松井推進委員、事務局2名の6名で現地確認を行いました。位置図は5ページです。この土地ですが、約5年前に営農型ソーラー発電の一時転用許可でソーラーパネルを高くして、下部で農業をされると言われていました。このたび見たのは、シイタケの原木が下へずっと置いてありましたが、シイタケは湿度や何らかの関係でなかなかいい具合にならなかったのだらうと思います。この度、営農型を辞めてソーラー発電だけの申請となりました。もう既にソーラーパネルはついているので別に問題はないと思いますし、この周りも自分の農地なので、別に悪影響はないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>続きまして、246番を三田委員。</p> |
| 三田推進委員 | <p>三田です。説明をいたします。246番、位置図は6ページです。8月23日に河井委員、事務局、申請者、私の5名で現地確認を行いました。現地は、ここしばらく未耕作状態で雑草が生い茂っているような状態でありました。今後も耕作する予定がほとんどないという理由から、今回太陽光発電設備を設けるといものです。特に回りが住宅が密集しているわけではなく、車の出入りもできる道路も整備されておりまして、現地一帯の日照条件も非常によく、住宅等への影響もないものと考えられます。また、発電設備の安全対策、立入禁止柵や防草シートは、本人が前向きに設置するということでもありますので、問題はないと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>どうもありがとうございました。それでは、この2件について、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>いずれにしても4条で自分が太陽光を事業としてやられるということであるようでございます。ご意見ございませんか。</p> |
| 委員 | <p>過去に営農型でされていたということですが、それはパネルの下だけの面積ですか。</p> |
| 事務局 | <p>はい、そのとおりです。</p> |
| 委員 | <p>営農型を廃止ということになるのですか。</p> |

| | |
|---------|--|
| 事務局 | 営農型は廃止ということになると思います。 |
| 4 番委員 | 原木が乾燥していたようだし、なかなかできないのでしょうか。 |
| 事務局 | 営農型は、付近の栽培、平均栽培の約 8 割ぐらいを栽培が必要です。そして年一度の報告を市に出していただくようになっておりますけれど、今、申請されているところはシイタケがそこまでできるような状況ではなく、もう管理が出来ないということで、今回、その太陽光パネルを設置されている部分だけを分筆されて通常の太陽光発電にされているということです。営農型は多分、買い取り価格が若干、通常の価格よりは高くなっているのではないかと思います。 |
| 1 2 番委員 | 今回、新しくパネルは設置をせずに、今パネルがあるその下を転用ということですか。 |
| 事務局 | はい、そうですね。 |
| 1 2 番委員 | パネルは既にあるので、新しい設置はないということですね。営農型を辞める場合、何か届出を出さないといけないのですか。 |
| 事務局 | それは、国に出さなければいけないのだと思います。 |
| 1 2 番委員 | こちらへは必要がないのですね。 |
| 事務局 | はい、今までは、ポール 1 本のところの面積しか転用を認めていませんでしたけれど、そこではなくて全体の、営農型のパネルをつけている下は全部今回、転用されるということで申請を受けて、それがどうかということで、今審議していただいています。 |
| 議長 | よろしいでしょうか。ほかに、ご意見、質問はありませんか。 |
| 1 2 番委員 | 他の営農型でされているところはやはり一年ごとにその報告書を出すのでしょうか、8 割ぐらいは皆できているのでしょうか。 |
| 事務局 | 平均の栽培についてどうかというところを精査するのはなかなか難しい面もあると思いますが、作られていることは確かです。あとは、耕作者がこれだけ作っているというのを提出していただき、そういう状況がわかる方からの参考意見も記入していただいて、県に提出するようになっていきますので、それは出来ているということなので理解はしております。 |
| 1 2 番委員 | はい、わかりました。 |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>ほかにございませんか。</p> <p>それでは、ご意見がないようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案といたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ご説明いたします。</p> <p>議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は、5ページに総括表、8ページから10ページに内訳、位置図は4ページと7ページから12ページになります。</p> <p>初めに番号284番、農地の所在地は、峠字行免、第2種農地で登記地目は畑で、面積は2筆で、6,410平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。この案件につきましては、面積30アール以上のため、本総会で承認された場合、9月18日の広島県農業会議が開催する第6回常設審議委員会（農地部会）で諮問予定でございます。</p> <p>次に番号223番、農地の所在地は、宮内字東谷、第2種農地で登記地目は田、面積は1筆で、358平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、通路及び露天資材置き場として利用するための申請でございます。</p> <p>次に番号237番、農地の所在地は、津田字小更、第2種農地で登記地目は畑、面積は2筆で、498平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりで、転用理由は、住宅用地して利用するための申請でございます。</p> <p>次に番号243番、農地の所在地は、津田字西横矢、第2種農地で登記地目は田、面積は5筆で、2,021平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりで、転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。</p> <p>次に番号244番、農地の所在地は、津田字西横矢、第2種農地で登記地目は田、面積は1筆で、910平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりで、転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。</p> <p>次に番号247番、農地の所在地は、大野字十郎原、第2種農地で登記地目は田、面積は1筆で、289平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりで、転用理由は、住宅及び駐車場用地として利用するための申請でございます。</p> |

次に番号249番、農地の所在地は、吉和字花原山根、第2種農地で登記地目は畑、面積は2筆で、1,011平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりで、転用理由は、住宅及び作業場として利用するための申請です。この案件につきましては、譲渡人が前所有者から相続し、以前から農地以外の用途で利用していましたが、今回、譲受人に無償譲渡する際に、農地法の手続が行われていなかったことがわかり、顛末書が提出されております。

次に番号253番、農地の所在地は、峠字大宅、第2種農地で登記地目は田、面積は2筆で、475平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりで、転用理由は、住宅用地として利用するための申請でございます。

いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。

以上で、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。284番、三田委員。

三田推進委員

説明をいたします。本件ですが、8月23日に現地確認を行いました。284番、位置図は7ページです。この場所は、面積が非常に広くて、6,400㎡ぐらいあり、450キロワットの大規模太陽光発電であります。

今回、河井委員と事務局と私の4人で現場立ち会いを行っております。図面の上側が少し低くなっておりまして、太陽光発電を設置する部分がやや高いところにあります。排水溝設備等が現在、非常に不明確であったということで、現場の左横に河川があるのですが、その支流の部分に排水溝をして、その水を流すという計画であります。これにつきましては、市の指導を受けながら排水計画図を具体的に見直した上で施工するということであり、今後実施されるということになります。併せて、他の設備であります。安全対策である防草シートあるいはフェンスを実施する方向で取り進めていく計画です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

続いて、岩本委員。

岩本推進委員

推進委員の岩本です。223番についてご説明いたします。8月1日に中山委員、事務局と現地調査を実施いたしました。位置図は8ページでございます。赤い印が申請地で、その上の左側が譲渡人宅、その隣2軒がご兄弟のお家になっております。また、

| | |
|-------|--|
| | <p>申請地の下は遊休農地になっておりまして、周辺への影響はないと思われまので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。以上です。</p> |
| 議長 | <p>木浦委員。</p> |
| 10番委員 | <p>10番、木浦です。番号237番について説明します。 8月21日、会長、黒田委員、事務局2名、私で現地確認を行いました。これは、譲渡人の子の夫が家を建てるということです。場所としては、道に面しており、北側が道で、南側が谷川になっており、隣接地には影響がない場所です。一般住宅を使用貸借で建てられるということです。隣地に被害もないと思われま。それから、地図の赤印のすぐ上が、譲渡人宅で、その下に譲受人が住宅を建てられるということで、問題ないと思いま。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>木浦委員、そのまま続けてください。</p> |
| 10番委員 | <p>それと243番、244番は、これは譲受人、譲渡人が同一です。場所的には佐伯支所がすぐ下にあつて、地域とすれば、割と人家が多い場所になります。まず譲渡人が高齢ということで、耕作も管理も難しいということで、現場は草でかなり荒れている状態です。ここも会長、黒田委員、事務局2名、私と5名で現場調査をしました。それと工事会社の担当者に立会してもらいました。いろいろ見積書を見ながら工事担当者と現場で話をしたのですが、防草シートはしないということです。ただ、見積書でも最初設置するとき、草刈りの金額が計上してあるような場所なのです。場所的にも広いですし、それから申請人宅が、地図上の赤印の右側になります。人家に近いということもあり、パネルの設置の場所とか、それから設置の工法なども工事担当者に聞いてみたのですが、草を刈ってその上に直にパネルを設置するという工法でやりますということです。フェンスはもちろんずっと周りにあります。それで今後の雑草のことも聞いてみました。これは譲受人が責任をもって雑草対策をしますという返答です。人家にも近いということですし、隣接農地もあるということですから、太陽光パネルの見積もりの金額にもあるように、この譲受人としてもいろいろな思いはあると思いま。なかなか、草刈りなどの管理の問題がどうかと思いますが、今のところ防草シートもなし、今後の雑草対策を、とにかく譲受人が責任を持てしますという返答なもので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 12番委員 | <p>12番の山田です。この247番ですが、位置図は11ページです。これは先日8月19日に現地を確認しております。 譲渡人と譲受人は親子です。親の家の隣に、子家を建てるということで、別に何も問題ないと思いま。ご審議のほどよ</p> |

| | |
|--------|---|
| | ろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 中田委員。 |
| 3 番委員 | 3 番の中田です。番号 2 4 9 番について説明いたします。8 月 1 9 日に、岡委員と事務局で現地に行きました。位置図は 1 2 ページです。もう現地では既に家が建っており、両隣が住宅ということになっています。裏が山林です。顛末書も提出されており、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 三田委員。 |
| 三田推進委員 | 説明をいたします。1 0 ページで 2 5 3 番です。場所は 4 ページの 2 5 3 番になります。8 月 2 3 日に河井委員と事務局 2 名と私の 4 名で現地確認を行いました。現場は、友和橋付近です。現在住まれている住宅が老朽化しているとの理由で、今の現在の住宅の南側に、今、現況は休耕田となっているのですが、そこを造成して住宅 6 2 平米を新築されるものの申し入れの件であります。周囲は平たん地で日照条件は非常に良好でありまして、他の水田への影響も少ないものと考えられます。敷地のそばには水路が走っておりまして、雨水処理等の問題もないものと考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | ただいま地元地区委員の意見がございましたが、この案件につきまして、ご審議をお願いいたします。 ご意見、ご質問等ありませんか。 意見がないようですので、お諮りをいたします。 番号 2 8 4 番について、3 0 アール以上のため、先ほども言いましたように、別にお諮りします。 議案第 2 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてのうちの番号 2 2 3 番、2 3 7 番、2 4 3 番、2 4 4 番、2 4 7 番、2 4 9 番、2 5 3 番に許可することに異議ございませんか。 |
| | 《委員より異議等なし》 |
| 議長 | 異議なしと認め、議案第 2 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のうち、先ほど言いましたように 2 2 3 番、2 3 7 番、2 4 3 番、2 4 4 番、2 4 7 番、2 4 9 番、2 5 3 番について、許可することに決定をいたします。 続いて、議案第 2 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてのうち、2 8 4 番について、一般社団法人広島県農業会議に諮問し、許可することに異議ございませんか。 |
| | 《委員より異議等なし》 |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>異議なしと認め、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、284番については、一般社団法人広島県農業会議に諮問し、異議がなければ許可することに決定をいたします。</p> <p>それでは、議案25号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案について、議案とします。</p> <p>この案件については、前回の総会からの継続審議となっております。それでは事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第25号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は11ページですが、議案第25号資料の①をご覧ください。</p> <p>この案件につきましては、前回の総会からの継続審議案件となっております。前回の総会后、委員の皆様から提案書の修正依頼がございませんでしたので、事務局で表現等を若干削除させていただき、修正させていただいております。</p> <p>委員の皆様からの意見について、8月の総会時に配付した資料に掲載されていまして、有害鳥獣関係が3件、集落営農関係が1件、農業生産基盤関係が5件、農業振興関係が2件、新規就農関係が1件、耕作放棄地関係が2件、担い手育成関係が4件、税金関係が1件提出されました。</p> <p>農地等の利用の最適化の推進のため、こちら提案書にありますように、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「担い手の育成及び新規参入者の支援活動」、「耕作放棄地・遊休農地の発生防止・解消」、「組織体制の強化」、「情報の発信」について、今回の提案書に反映をさせていただいております。</p> <p>そのうち、「担い手の育成及び新規参入者の支援活動」というところで一部前回より削除させていただいております。</p> <p>今回、この提案書についてですけれども、市長選を今回控えているため、選挙後、市長・議長の日程調整をして、会長・職務代理者で、市長・議長へ提案書を提出したいと考えております。</p> <p>この件については、提案の質疑応答後、委員の皆様、会長からお伺いがあると思いますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>以上で、議案第25号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書についての説明を終わります。</p> <p>御審議のほどよろしくお願いをいたします。</p> |
| 議長 | <p>ただいま事務局が説明いたしました、皆さんから出たものを集約してまとめておりますが、大まか、大きい項目で6件ばかり、ただいま、今事務局が説明をしたとおりでございます。特にいろいろ法改正等があつてから、農地の最適化に向けてということになります。現状、本廿日市市農業委員会については、なかなか厳しいものもあります。特に新たな担い手の掘り起こし等を含めて、市長に提案し、特に今、有害鳥獣等や、高齢者が多くまた亡</p> |

くなられるということでの保全が厳しいので、何かいい対策がないかということと、あとはこの6項目の中に掲げておりますような形で、市長、議長に提案し、ご理解を得て、令和2年度の予算に反映し、事業を取り組んでいただきたい。特に今、集約営農等については、またいろいろな関係する所管方の協力が必要になってくるのだらうと思います。まずは農業委員会として、こういう形で提案をしていきたいと考えております。

以上でございますが、皆さんのほうから特にご意見ということと同時に、きょうは、一応、皆さんからの全員の理解の中で決定していただいて、11月に提案したいと思っております。

この農業・農村施策に対する提案については、このとおり要請してもよろしいでしょうか。

どうぞ。

委員

サル対策のおりをもう購入したようなことが書いてありますが、どこに据えましたか。

議長

はい、事務局。

事務局

サルは、まだいろいろ、よそとの競合があつてなかなか申し込めていなくて、まだ購入はされていないようです。お尻はたたっているのですけれど、もう少しお時間をいただきたいそうなので、ご理解をお願いします。

議長

令和元年の予算では計上しています。農林水産課へ、前回の打ち合わせでも言いましたが、まだ、どこへ設置するかということがあつて、まだ購入に至っていないということでしょうが、予算計上分があるので、そういうことで出しています。過去に提出済みということにしているところです。

廿日市地域のこの住宅の近くになるのか、それと中山間地域への設置の2カ所だらうと、そういうことで対応していただくという話はしております。

これの提案書について、よろしいでしょうか。

《委員より異議等なし》

議長

それでは、この提案書どおり、提案したいと思えます。この提案書について、委員の皆さんにお伺いをしたいことがあればですが、今のところは別にないようなので、先ほど挨拶で申し上げましたように進めていきたいと思えます。

それでは、議案第25号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書については、11月に私と沖村職務代理者で新市長、議長へ提案することにご異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>それでは、異議なしと認め、議案第 2 5 号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書について、1 1 月に市長、議長へ提出することに決定をいたします。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理処分取り消しの専決処理について、ご報告をいたします。</p> <p>事務局から説明いたします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届け出受理処分取り消しの専決処理について、御報告をいたします。</p> <p>議案書は 1 2 ページ、位置図は 1 3 ページになります。</p> <p>番号 2 1 5 番、今月の報告は、令和元年 7 月 5 日に受理処分を行ったものについて、令和元年 7 月 1 9 日に処分取り消しの通知をした 1 件でございます。</p> <p>内容等につきましては、議案記載のとおりでございます。取り消し事由といたしまして、当初、申請者本人が駐車場への転用ということで受理処分を行いました。後日、本人転用から所有権移転を希望したため、今回取り消し処分を行ったところでございます。</p> <p>この議案の関連の報告として、議案書 1 5 ページ、番号 2 1 6 番が関連となっております。</p> <p>以上で、報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出受理処分取り消しの専決処理について、説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。これにつきまして、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>質疑がないようですので、報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理処分取り消しの専決処理について、報告を終わります。</p> <p>続きまして、報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は 1 3 ページ、1 4 ページ、位置図は 1 4 ページから 1 6 ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和元年 7 月 1 1 日から 8 月 1 3 日までの間に受理した 4 件です。</p> <p>議案の朗読は、省略をさせていただきます。</p> <p>番号 2 1 4 番、前の所有者が既に整地し、農地以外の用として利用していたため、顛末書が提出されております。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めました。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。</p> <p>以上で、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いをいたします。特になくあります。</p> <p>質疑がないようですので、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は15ページから17ページ、位置図は13ページ及び17ページから22ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和元年7月11日から8月13日までの間に受理した7件でございます。議案の朗読は、省略をさせていただきます。</p> <p>番号200番、既に整地し農地以外の用途、駐車場として使用していたため、始末書が提出をされております。</p> <p>番号216番、先ほどの報告にありましたように、議案書12ページ、番号215番との関連議案でございます。</p> <p>番号219番、受理書交付前に造成工事に着工していたことが判明したため、始末書が提出をされております。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。</p> <p>以上で、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>質疑がないようですので、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>続きまして、報告第4号 農地法施行規則29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届け出について、報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第4号、すみません。報告第4号です。農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届け</p> |

議長

出について、説明をさせていただきます。

議案書は18ページ、位置図は23ページになります。

この届け出は、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定された農業用施設に供するための転用であれば、農地転用の制限の例外となり、農地法第4条第1項の許可が不要となります。

書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、耕作者がみずからの農地をみずからの耕作に供する他の農地の保全、もしくは利用の増進のため転用するものと認められましたので、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。

以上、報告第4号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、説明を終わります。

すみません、訂正します。報告第3号が2つありました。今のを第4号に改めてください。よろしくお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いします。

倉庫の届出にございます。

質疑がないようであります。報告第4号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設への転用に係る届出について、報告を終わります。

以上で、議事を終わります。

委員の皆様には慎重にご審議頂きありがとうございました。次回の第4回農業委員会総会は、10月8日（火）前10時から山崎本社 みんなのあいプラザ（廿日市市総合健康福祉センター）3階 講座室です。

（閉会 午前11時25分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年10月8日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（10番委員）

廿日市市農業委員会委員（11番委員）